四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）及びまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例（五の五②）

○内閣府告示第三千二百二十五号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十五項の規定に基づき、平成二十九年内閣府告示第千二百八十一号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十九年十一月七日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年十二月七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　雲南市

二　地域再生計画の名称　「子ども×若者×大人チャレンジ」の連鎖による持続可能なまちづくり

三　地域再生計画の区域の範囲　雲南市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）及びまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例（五の五②）

○内閣府告示第三千二百二十六号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十五項の規定に基づき、平成二十九年内閣府告示第千二十五号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十九年十一月七日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年十二月七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　高知県高岡郡越知町

二　地域再生計画の名称　株式会社スノーピークと連携した奇跡の清流　仁淀川　発着の滞在・体験型観光拠点施設整備による満足度の高い観光地づくり

三　地域再生計画の区域の範囲　高知県高岡郡越知町の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）及びまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例（五の五②）

○内閣府告示第三千二百二十七号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十五項の規定に基づき、平成二十九年内閣府告示第二千四百四十号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十九年十一月七日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年十二月七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　北海道檜山郡上ノ国町

二　地域再生計画の名称　上ノ国町の魅力ある地域資源を活用した産業活性化及び交流人口拡大事業

三　地域再生計画の区域の範囲　北海道檜山郡上ノ国町の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第三千二百二十八号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十五項の規定に基づき、平成二十九年内閣府告示第五百五十九号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十九年十一月七日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年十二月七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　北海道上川郡東神楽町

二　地域再生計画の名称　東聖ひじり野地区コミュニティ拠点施設整備事業計画

三　地域再生計画の区域の範囲　北海道上川郡東神楽町の区域の一部（東聖ひじり野地区）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第三千二百二十九号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十五項の規定に基づき、平成二十九年内閣府告示第千百六十七号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十九年十一月七日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年十二月七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　北海道上川郡美瑛町

二　地域再生計画の名称　地域資源を活用したまちの魅力向上による地方創生推進計画

三　地域再生計画の区域の範囲　北海道上川郡美瑛町の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第三千二百三十号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十五項の規定に基づき、平成二十九年内閣府告示第九十号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十九年十一月七日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年十二月七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　北海道天塩郡天塩町

二　地域再生計画の名称　天塩國眠れる食資源活用プロジェクト

三　地域再生計画の区域の範囲　北海道天塩郡天塩町の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第三千二百三十一号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十五項の規定に基づき、平成二十九年内閣府告示第二千九百八十八号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十九年十一月七日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年十二月七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　岩手県

二　地域再生計画の名称　三陸総合振興推進プロジェクト

三　地域再生計画の区域の範囲　岩手県の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第三千二百三十二号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十五項の規定に基づき、平成二十九年内閣府告示第五百八十四号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十九年十一月七日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年十二月七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　岩手県

二　地域再生計画の名称　いわての農林水産物ブランド化拠点整備計画

三　地域再生計画の区域の範囲　岩手県の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）